

# 令和 8 年度第 1 回全国健康保険協会和歌山支部評議会 議事概要

開催日時:令和 8 年 7 月 21 日(火) 14:00~16:00

開催場所:和歌山城ホール(4 階) 会議室1

出席者:太田評議員、金川評議員(議長)、貴冨評議員、玉置評議員、中村評議員、名手評議員、  
林評議員、平石評議員(評議員五十音順)

令和 8 年 7 月 21 日に令和8年度第 1 回全国健康保険協会和歌山支部評議会を開催し、評議員9名中 8 名の評議員が出席。評議会の概要は下記のとおりです。

## <議題>

1. 2025(令和 7)年度決算について
2. 2025(令和 7)年度和歌山支部事業報告について
- 3.中期戦略プランについて
- 4.都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

### 議題1. 2025(令和 7)年度決算について

事務局より資料に沿って説明。

意見・質問は特になし。

### 議題2. 2025(令和 7)年度和歌山支部事業報告について

事務局より資料に沿って説明。

## 主な意見・質問

### 【学識経験者 A】

地域フォーミュラリとは何か。

## <事務局回答>

フォーミュラリとは、様々な疾患に対する推奨薬のリストのことであり、これを地域ごとに取りまとめたものを地域フォーミュラリという。

現状では、同様の医薬成分でも、患者に処方する医薬品が医療機関によって異なるケースが多い。これにより、医薬品の供給不安や、転院時に医薬品の切り替えが煩雑になる、災害時に医薬品を融通することができないといった課題が生じている。地域フォーミュラリの策定を後押しすることで、これらの課題解決、ジェネリック医薬品の推進等、医療費の適正化に国を挙げて取り組んでいるところである。

### 【被保険者代表 A】

不適切な施術や不正請求疑いのある接骨院・整骨院に対する措置について、不正を行ったことに対する処罰はどのようなになるか。

不正請求に対して、金額の返還を求めるというだけでは、抑止力が足りないのではないか。

<事務局回答>

面接確認委員会での対応や、不正請求の事案等について、厚生局に情報提供を行うことがある。厚生局で不正請求という判断になれば、返納金に加算金を加えての返還請求となり、場合によっては免許取消の処分となる。

加えて、不正の抑止に向けた啓発というところでは、国保連合会や各自治体とも連携し、不正事案の情報共有や、整骨院の施術者向けに「療養費の適正な給付に向けた事務講習会」の開催を行っている。その中で、昨年度、協会から警察へ被害届を提出した案件を共有するなど、多面的に不正請求の抑止に向けて取り組んでいる。

【被保険者代表 A】

今後も引き続き、不正請求の抑止に取り組んでもらいたい。

【学識経験者 A】

不正請求を行った接骨院・整骨院名の公開は行われているか。

<事務局回答>

近畿厚生局のホームページでの公表や、刑事案件になれば新聞等での報道によってされることとなる。

【事業主代表 A】

面接確認を 1 件実施とあるが、他にも疑義のある案件は確認されているか。

<事務局回答>

令和 7 年度においては、接骨院・整骨院に対して返還を求めた案件は 5 件、はりきゅう・マッサージについて返還を求めた案件は 1 件であった。

【被保険者代表 B】

令和 7 年度支部 KPI 結果における事業者健診結果データ取得率について、令和 6 年度に対して令和 7 年度の取得率が低下しているようだが、要因はあるか。

<事務局回答>

取得率が低下した要因としては、当該業務を担当する支部職員 2 名が人事異動となり、引継ぎおよび進捗管理が不十分であったことにより、データ取得に漏れが生じたものと把握している。

ただ、外部委託による健診結果データ取得については、令和 6 年度よりも令和 7 年度のほうが約 500 件増加しており、影響は最小限に留まっている。

【事業主代表 A】

令和 7 年度保険者機能強化予算における「県広報誌への広報」について、執行額が予算額を大きく上回っている。両者が乖離してしまうことについて何等かの要因があるか。

<事務局回答>

予算要求の際には、前年の実績等をもとに編成を行う。当該事業については、広報誌の作成を行う和歌山県の調達方法が令和 7 年度から変更されたことにより、1 回の広報あたりの金額が安価となった。そのため、当初の計画よりも多くの広報を行い、結果的に執行額が予算額を上回っているものである。

保険者機能強化予算の運用に当たっては、事業の変更や予算の不足が生じる場合、入札等で予算を削減した事業が

ら適宜流用を行いながら事業を行っているところである。

【学識経験者 B】

令和 7 年度保険者機能強化予算における「被扶養者に対する個別受診(施設型)の受診勧奨」について、令和 7 年度は予算を執行せず、令和 8 年度は実施しないとなっている。また「他県に住所を有する対象者への受診勧奨」は、予算額を超えて執行をしているが、令和 8 年度は実施しないとなっている。

次年度の事業実施について、どのように検討しているのか。

<事務局回答>

「被扶養者に対する個別受診(施設型)の受診勧奨」については、計画は行ったものの、受診者全体の 5 割から 6 割を占める協会主催集団健診に対して個別受診には付加価値をつけづらく、事業の再検討を行い、結果的にはホームページでの広報のみとなったものである。

「他県に住所を有する対象者への受診勧奨」については、予算編成時には当該事業名での事業実施は計画していなかった。ただ、和歌山支部における健診受診率の傾向として、和歌山県外在住者の受診率は依然低い傾向にあるため、令和 8 年度においても、別事業において他県在住者を含めた DM 勧奨を行う予定である。

3.中期戦略プランについて

4.都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

事務局より資料に沿って説明。

主な意見・質問

【学識経験者 B】

都道府県単位保険料率の平準化を適用するかどうかは、評議会で決定するのか、それとも支部が決定するのか。

<事務局回答>

評議会にて聴取した評議員の意見を踏まえて、支部長が理事長に対し、特例的な取扱いの希望の有無を申し出ることとなる。

【被保険者代表 B】

都道府県単位保険料率の平準化を行う目的は何か。

<事務局回答>

保険料率の変動幅が大きく、加入者等に与える影響が大きいと考えられる際に、その影響を最小限に抑えることが目的と考えられる。

<特記事項>

・傍聴者なし